

諮詢日：令和7年6月9日（令和7年度（個）諮詢第3号）

答申日：令和8年1月16日（令和7年度（個）答申第14号）

件名：名古屋家庭裁判所の特定の事件における特定の調停委員の行為等が分かる文書等の不開示判断（開示対象外、存否応答拒否）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、名古屋家庭裁判所長が、別紙記載1及び2の申出に対し、本件対象個人情報は、保有個人情報開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断1」という。）及び別紙記載3の申出に対し、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断2」といい、原判断1と併せて「原判断」という。）は、いずれも妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、名古屋家庭裁判所長が令和7年4月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断は日本国憲法17条及び15条2項に違反し違法である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 別紙記載1及び2の各開示申出について

保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、司法行政文書（裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有

しているものをいう。)に記録された個人情報に限られる。

別紙記載1及び2の各開示申出は、特定の事件の手続経過が分かる文書の開示を求めるものと考えられるところ、これらはいずれも事件の審理、判断作用に関する文書又はその過程で作成された文書であるから、裁判事務に関する文書に該当し、仮に存在するとしても、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

2 別紙記載3の開示申出について

別紙記載3の開示申出は、特定の裁判所書記官が、特定の事件において不正を行った事実を前提に、損害賠償請求できる根拠、その方法が記載された文書の開示を求めるものである。そのため、当該文書の存否を答えることにより、当該裁判所書記官が特定の事件において不正を行った事実の有無を開示することとなるが、この情報は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)78条1項2号に規定する開示申出人以外の個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。

3 これに対し、苦情申出人は、原判断は日本国憲法17条及び15条2項に違反しており違法であるなどと主張しているが、原判断の相当性を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年6月9日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月5日 審議
- ④ 同月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 別紙記載1及び2の各開示申出について

取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁

判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものである。そして、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

苦情申出人による開示の申出に照らせば、苦情申出人の別紙記載1及び2の各開示申出に係る本件対象個人情報が記録されている文書は、いずれも、特定の事件における特定の事実、対応の経過等が分かる文書であり、特定の事件の審理及び判断の過程で作成又は取得される裁判事務に関する文書であるから、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

2 別紙記載3の開示申出について

苦情申出人の別紙記載3の開示申出に係る本件対象個人情報は、特定の裁判所書記官が、特定の事件において不正を行った事実のあることを前提に、損害賠償を請求することができる根拠等が記載された司法行政文書に記録されたものということができる。そのため、別紙記載3の開示申出に係る本件対象個人情報を記録した司法行政文書の存否を答えることは、当該裁判所書記官が特定の事件において不正を行った事実の存否（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、特定の裁判所書記官の氏名の記載によって識別が可能となる同人の個人識別情報（法78条1項2号）に相当し、同号ただし書イからハまでに相当するような事情も認められない。

3 苦情申出人の主張について

苦情申出人は、原判断は日本国憲法17条及び15条2項に違反し違法であると主張するが、これらの条項により裁判事務に関する文書に記録された情報が保有個人情報開示手続の対象となるものではなく、本件存否情報を明らかに

することが相当となるものでもないから、上記の結論を左右するものではない。

4 以上のとおり、原判断1については、本件対象個人情報が保有個人情報の開示手続の対象となないと認められ、原判断2については、本件対象個人情報を記録した司法行政文書の存否を答えるだけで法78条1項2号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、いずれも妥当であると判断した。

5 なお、委員会に対し諮問がされる事案の中には、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。本件開示申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

1 特定事件番号1 第1回調停で、家事調停委員A Bは、第2回調停までに特定年
以上音信不通のCの精神鑑定書を裁判所として要求を相手方代理人に要求したと
わかる文章

Cの精神鑑定書は提出されなかったという文章

2 特定事件番号1の担当書記官Dは、家事調停委員の要求した精神鑑定書の提出
の件をAから報告を受け誠実に対応したかという文章

苦情申出人は何度も精神鑑定書Eの辞任届を書記官D、Fへ確認しているとい
う文章

3 特定事件番号2 特定事件で書記官F、D、Gの不正で損害を補償できる文章
損害請求できる方法の文章